

教育長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育長（教育長代理としての教育長職務代理者等を含む。）が、教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るための基準について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費 関係機関又は市教育行政に密接に関係のある各種団体の会議、総会等に出席した場合に、自己負担としての会費相当額を支出する。
- (2) 祝金 関係機関又は市教育行政に密接に関係のある各種団体の行事、式典等に際し、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。
- (3) 香典等 市教育行政に密接に関係のある者又は貢献のある者の死亡に際し、別表に定める基準の範囲内において支出する。
- (4) 見舞金 市教育行政に密接に関係のある者又は貢献のある者の病気、入院等の見舞い（7日以上入院又は1か月以上の自宅療養を要する場合に限る）に際し、別表に定める基準の範囲内において支出する。
- (5) 賛助金 市教育行政に特に関係の深い催し物に対し賛助する際に、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。

2 前項に規定するもののほか、教育長が特に必要と認める場合は、その都度決定して支出する。

(見直し)

第3条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分			香典等		見舞金
			香典	生花	
教育委員 ※1	現職	本人	2万円		5千円
		配偶者・父母・子 ※2	1万円		
	元職	本人	1万円		5千円
近隣市町村の 教育長・委員長	現職	本人	1万円		
		配偶者・父母・子 ※2	5千円		
教育委員会関係 各種委員	現職	本人	1万円		5千円
		配偶者・父母・子 ※2	5千円		
	元職	本人	5千円		
関係の深い県 教育庁・北総教育 事務所幹部職	現職	本人	1万円		
		配偶者・父母・子 ※2	5千円		
小中学校長	現職	本人	1万円		5千円
		配偶者・父母・子 ※2	5千円		
小中学校関係		児童生徒本人	1万円	○ ※3	1万円～ ※3
		教職員本人	1万円		1万円～ ※3
教育委員会に 関係のある各種 団体の長	現職	本人	5千円		
上記のほか特に必要と認める者			上記基準を考慮し決定		

※ 1：元職については、原則として平成18年の市町村合併以降を対象とするが、その都度判断するものとする。

※ 2：「父母・子」は、同居の姻族を含む。

※ 3：学校での事故による場合とする。「生花」にかかる金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。